

令和 年 月 日議決・専決

令和 6年 4月 1日施行

令和 6年 3月 29日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町要綱第22号

佐用町軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

佐用町軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 6年 3月 29日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町要綱第22号

佐用町軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

佐用町軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱（平成25年佐用町要綱第35号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（助成対象からの除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象外とする。

（1） 助成対象児が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令に基づき、補聴器の給付等が受けられる場合

（2） この要綱に基づいて、助成の交付決定を受けたもので、別表第1及び別表第2に定める耐用年数を経過していない場合

第6条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第7条を削る。

第8条第1項中「第6条」を「前条」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条の見出し中「支払い」を「支払」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

様式第3号中「第8条」を「第7条」に改める。

様式第4号中「第8条」を「第7条」に改める。

様式第5号中「第8条」を「第7条」に改める。

様式第6号中「第10条」を「第9条」に改める。

様式第7号中「第10条」を「第9条」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。